

10種類に区分される所得の内容と計算方法についてみてきましたが、次に、これらの所得からどのようにして納める税額を計算するのかを簡単にみてみましょう。

これまでに説明した計算方法により求めた利子所得の金額、配当所得の金額で申告分離課税を選択したものを除いたもの、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合課税の譲渡所得の金額（ただし、長期譲渡所得の場合はその2分の1となります。）、一時所得の金額の2分の1、雑所得の金額を合計したものを「総所得金額」といいます。

この総所得金額から雑損控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除などの所得控除を差し引いて「課税総所得金額」を計算し、これに税率を適用して所得税額を算出します。

一方、一般株式等又は上場株式等の譲渡による所得や配当所得等で申告分離課税を選択したものの、先物取引に係る雑所得等、土地や建物の譲渡所得で申告分離課税とされるもの、山林所得、退職所得は、他の所得とは分離して所得税額を算出します。

所得税及び復興特別所得税の申告納税額は、次の①から④の順に計算します。

- ① 所得税額から、所得税額から差し引かれる金額（配当控除など）を差し引きます。
- ② ①で計算した金額を基準所得税額として、その金額に2.1%の税率を掛けて復興特別所得税を計算します。

③ ①で算出した所得税額と②で算出した復興特別所得税額を合計します。

④ ③で算出した金額から源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額などを差し引いて所得税及び復興特別所得税の申告納税額を算出します。

1 所得控除〔P58〕

所得控除には、次のようなものがあります。

(1) 雑損控除〔P58〕

災害又は盗難若しくは横領によって、納税者本人や納税者本人と生計を一にする総所得金額等が38万円以下の親族の資産に損害を受けた場合や、納税者本人が災害などに関連してやむを得ない支出をした場合には、その資産の損失や支出のうち、一定額を所得から控除することができます。

なお、事業用資産や山林、生活に通常必要でない資産について受けた損失は雑損控除の対象とはならず、詐欺や脅迫による損失も対象となりません。

(2) 医療費控除〔P59〕

納税者本人や納税者本人と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合は、200万円を限度として、一定額を所得から控除することができます。

医療費とは、次の①から⑧のような費用のうち、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額及び⑨のような介護保険制度の下で提供される一定のサービスの対価、⑩及び⑪のような費用で診療や治療などを受けるために直接必要なも

のなどをいいます。

- ① 医師、歯科医師による診療や治療費
- ② 治療や療養に必要な医薬品の購入費
- ③ 病院や診療所、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、助産所に收容されるための人的役務の提供費
- ④ 治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などに支払った施術費
- ⑤ 保健師や看護師、准看護師、特に依頼した方による在宅療養を含んだ療養上の世話費
- ⑥ 助産師に支払った分べん介助費
- ⑦ 医師等による一定の特定保健指導費
- ⑧ 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価
- ⑨ 介護保険制度の下で提供される次の①から③のような一定の施設・居宅サービスの対価
 - ① 指定介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設における介護費、食費、居住費などの施設サービスの対価として支払った額の2分の1相当額
 - ② 介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設における介護費、食費、居住費などの施設サービスの対価として支払った額
 - ③ 一定の居宅サービスの自己負担額
- ⑩ 通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用で、通常必要なもの
- ⑪ 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入費
- ⑫ 身体障害者福祉法などの規定により都道府県や市町村に納付

する費用のうち、医師などの診療費用や⑩⑪の費用に当たるもの平成29年1月1日から平成33年12月31日の間に、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行う方が、特定の医薬品を購入した場合には、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。医療費控除の特例を選択された方は、従来の医療費控除を受けることはできません。特例の対象となる特定の医薬品は、領収書にその対象の商品である旨が表示されています。

(3) 社会保険料控除〔P63〕

健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料や国民年金保険料など納税者本人や納税者本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合は、その全額を所得から控除することができます。

(4) 小規模企業共済等掛金控除〔P64〕

小規模企業共済法に定める旧第2種共済契約を除いた共済契約掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金の加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で、一定の要件を備えたものの掛金を支払った場合は、その全額を所得から控除することができます。

(5) 生命保険料控除〔P65〕

納税者本人や親族を受取人とする一定の生命保険契約などに基づいて保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）を支払った場合は、一定額を所得から控除することができます。

なお、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に

係る保険料については、新生命保険料と新個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれについて、最高4万円を限度として所得から控除することができます。

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る保険料については、旧生命保険料と旧個人年金保険料について、それぞれ最高5万円を限度として所得から控除することができます。また、新契約及び旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、一定の計算をした合計額（最高4万円）を控除することができます。

これらの各保険料の控除の合計適用限度額は12万円となります。

(6) 地震保険料控除〔P66〕

納税者本人や納税者本人と生計を一にする親族の住んでいる家屋や家財などを対象とした地震保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）を支払った場合には、最高5万円を限度として所得から控除することができます。

なお、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約に係る保険料を支払った場合には、最高1万5,000円（控除の対象となる地震保険料があるときは、合計で最高5万円）を限度として所得から控除することができます。

(7) 寄附金控除〔P67〕

国、地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人、特定公益増進法人、認定NPO法人等など特定の団体に寄附金を支出した場合や特定の政治献金、一定の特定公益信託の信託財産とするための金銭などを支出した場合は、総所得金額等の40%相当額又はこれらの寄附金の額のいずれか少ない方の金額から2,000円を控除した金額を寄附

金控除として所得から控除することができます。

(8) 障害者控除〔P 68〕

納税者本人又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当たる場合は、障害者一人につき27万円、重度の障害がある場合は特別障害者として、一人につき40万円を控除することができます。

なお、特別障害者が同居を常とする控除対象配偶者や扶養親族の場合には、その特別障害者一人につき75万円を所得から控除することができます。また、障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

(9) 寡婦（夫）控除〔P 69〕

配偶者と死別や離婚をした後再婚していない納税者で、一定の要件を満たす場合は27万円、女性の納税者である特別寡婦については35万円を所得から控除することができます。

(10) 勤労学生控除〔P 69〕

納税者が勤労学生で、合計所得金額が65万円以下であるなど一定の要件を満たす場合は、27万円を所得から控除することができます。

(11) 配偶者控除〔P 70〕

納税者の妻又は夫でその年の12月31日（年の中で死亡した人については、その死亡の日となります。）現在で生計を一にする青色事業専従者として給与の支払を受けない方及び白色事業専従者に当たらない方であって、合計所得金額が38万円以下の方を「控除対象配偶者」といいます。控除対象配偶者については、配偶者控除として次の金額を所得から控除することができます。

一般の控除対象配偶者	38万円
老人控除対象配偶者	48万円

※ 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の方をいいます。

(12) 配偶者特別控除〔P71〕

生計を一にする配偶者があり、次の①から④の要件を全て満たす場合には最高38万円を所得から控除することができます。

(要件)

- ① 納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ② 配偶者が青色事業専従者として給与の支払を受ける方、白色事業専従者及び他の者の扶養親族とされる方でないこと
- ③ 配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満であること
- ④ 配偶者が納税者本人を対象として配偶者特別控除を受けていないこと

(13) 扶養控除〔P72〕

配偶者を除く親族又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人で、その年の12月31日現在で生計を一にする青色事業専従者として給与の支払を受けない方及び白色事業専従者に当たらない方のうち、合計所得金額が38万円以下の方を「扶養親族」といいます。

納税者に控除対象扶養親族となる方がいる場合には、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を扶養控除として所得から控除することができます。

一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等	58万円

※1 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいいます。

※2 「一般の控除対象扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、特定扶養親族及び老人扶養親族以外の方をいいます。

※3 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方をいいます。

※4 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の方をいいます。この場合の「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系尊属で納税者又はその配偶者と同居を常としている方をいいます。

(14) 基礎控除〔P75〕

38万円を所得から控除することができます。

2 税額控除〔P75〕

このほか、課税所得に税率を適用して算出した税額から控除できるものがあり、この控除を税額控除といいます。税額控除の主なものは次の(1)から(8)のとおりです。

(1) 配当控除〔P76〕

配当所得がある場合、原則として、配当所得の10%に相当する金額を控除することができます。ただし、配当所得のうち外国株式に

係る配当などの一定のもの、確定申告をしないことを選択したもの、申告分離課税を選択したものなどについては、配当控除の適用はありません。

(2) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除〔P76〕

納税者が一定の要件に当てはまる住宅を取得したり、増改築等をした場合において、その取得又は増改築等に係る借入金を有するなど、所定の要件を満たすときは、居住の用に供した年から10年間、所定の方法によって計算した額を所得税額から控除することができます。

また、一定の要件に当てはまるバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、三世帯同居改修工事又は耐久性向上改修工事を含む増改築等をした場合において、その増改築等に係る借入金を有するなど一定の要件を満たすときは、居住の用に供した年から5年間、所定の方法によって計算した額を所得税額から控除することができます。この控除を受けるには、必要な書類を添えて確定申告をする必要があります。

なお、給与所得者は1年目に確定申告をすると2年目以降は年末調整で控除を受けることができます。

(3) 政党等寄附金特別控除〔P78〕

個人が支出した政治活動に関する寄附金のうち政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のものは、支払った金額の合計額が2,000円を超える場合には、所得控除である寄附金控除との選択により、その超える額の40%相当額を所得税額の25%を限度としてその年分の所得税額から控除することができます。

(4) 認定住宅新築等特別税額控除〔P79〕

一定の要件に当てはまる認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅（これらを「認定住宅」といいます。）を新築等した場合で、所定の要件を満たすときは、認定住宅の新築等に係る費用のうち、認定住宅の認定基準に適合するために必要となる標準的なかかり増し費用の額の10%に相当する金額をその居住用に供した年分の所得税額から控除することができます。

なお、この控除額は、原則として最高65万円となります。

(5) 認定NPO法人等寄附金特別控除〔P80〕

認定NPO法人等に対して支払った特定非営利活動に係る事業に関連する一定の要件を満たす寄附金は、支払った金額の合計額が2,000円を超える場合には、所得控除である寄附金控除との選択により、その超える額の40%相当額を所得税額の25%を限度としてその年分の所得税額から控除することができます。

(6) 公益社団法人等寄附金特別控除〔P80〕

公益社団法人、公益財団法人、私立学校法に規定する学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人などに対して支払った一定の要件を満たす寄附金は、支払った金額の合計額が2,000円を超える場合には、所得控除である寄附金控除との選択により、その超える額の40%相当額を所得税額の25%を限度としてその年分の所得税額から控除することができます。

(7) 住宅耐震改修特別控除〔P81〕

居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築された家屋で一定のものに限ります。）について一定の耐震改修をした場合には、

その耐震改修工事の標準的な費用の額の10%に相当する金額を所得税額から控除することができます。

なお、この控除額は、原則として最高25万円となります。

(8) 住宅特定改修特別税額控除〔P82〕

一定の要件に当てはまるバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、三世帯同居改修工事又は耐久性向上改修工事をした場合で、所定の要件を満たすときは、バリアフリー改修工事などの標準的な費用の額の10%に相当する金額を所得税額から控除することができます。

なお、この控除額は、例えば、バリアフリー改修工事のみをした場合には、原則として最高20万円となります。

3 計算例〔P83〕

以上のような所得控除や税額控除を適用した所得税及び復興特別所得税の申告納税額の計算例を示すと次のとおりです。

- ① マッサージ業を営んでいます。
- ② 事業専従者控除後の事業所得の金額は309万円です。
- ③ 事業所得以外の所得はありません。
- ④ 支払った社会保険料は40万円です。
- ⑤ 支払った生命保険料は12万円です（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る保険料で個人年金保険料は含まれていません。）。
- ⑥ 支払った住まいに係る地震保険料は1万円です。
- ⑦ 身体障害者手帳（障害の程度3級）の交付を受けています。
- ⑧ 妻はマッサージの手伝いをしていて、事業専従者です。
- ⑨ 扶養親族は高校生の子2人（年齢は16歳以上19歳未満）です。

⑩ 白色申告者です。

事業所得以外の所得はありませんので、総所得金額は、事業所得の金額309万円と同じです。

所得控除額は、社会保険料控除40万円、生命保険料控除5万円、地震保険料控除1万円、障害者控除27万円、扶養控除76万円（38万円×2人）、基礎控除38万円の合計額187万円です。

したがって、課税される所得金額は、総所得金額309万円から所得控除額187万円を差し引いて122万円となり、所得税額は次の「平成29年分所得税の税額表」を適用して計算し、6万1,000円となります。

さらに、所得税額（基準所得税額）と基準所得税額に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税額を合計し、所得税及び復興特別所得税の申告納税額は6万2,200円となります。

4 計算過程〔P86〕

① 総所得金額（事業所得金額）	309万円
② 所得控除額	187万円

社会保険料控除	40万円
生命保険料控除	5万円
地震保険料控除	1万円
障害者控除	27万円
扶養控除	76万円
	(38万円×2人)
基礎控除	38万円
合計	187万円

③ 課税される所得金額 (①-②) 122万円

$$309\text{万円} - 187\text{万円} = 122\text{万円}$$

なお、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

④ 所得税額 6万1,000円

$$122\text{万円} \times 5\% = 6\text{万}1,000\text{円}$$

○平成29年分所得税の税額表

〔計算式〕 ①×②-③=所得税額

①課税される所得金額		②税率	③控除額
1,000円から	194万9,000円まで	5%	0円
195万円から	329万9,000円まで	10%	9万7,500円
330万円から	694万9,000円まで	20%	42万7,500円
695万円から	899万9,000円まで	23%	63万6,000円
900万円から	1,799万9,000円まで	33%	153万6,000円
1,800万円から	3,999万9,000円まで	40%	279万6,000円
4,000万円以上		45%	479万6,000円

⑤ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額 6万2,200円

(イ) 復興特別所得税額

$$6\text{万}1,000\text{円} \times 2.1\% = 1,281\text{円}$$

(ロ) 所得税及び復興特別所得税の申告納税額

$$6\text{万}1,000\text{円} + 1,281\text{円} = 6\text{万}2,281\text{円} \rightarrow 6\text{万}2,200\text{円}$$

なお、100円未満の端数がある場合は切り捨てます。